

2019年12月20日
株式会社日本政策金融公庫**令和元年台風第19号に関する特別貸付等の拡充について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、令和元年11月25日から、令和元年台風第19号に関する特別貸付等の取扱いを実施しておりますが、令和元年12月20日から、以下のとおり融資制度を拡充しました。

主な制度拡充内容（12月20日取扱い開始）

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

（1）「令和元年台風第19号特別貸付」の対象者の拡大（国民・中小）

貸付対象に、令和元年台風第20号および台風第21号により被害を受けた事業者等を追加し、制度名称を「令和元年台風第19号等特別貸付」に改正

（2）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」、「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）

融資限度額の引上げや利率の引下げの対象に、令和元年台風第20号および台風第21号により被害を受けた小規模事業者等を追加（被害証明書等を提出できる方に限ります。）

（注）既にご利用いただいている災害復旧貸付等のお取引についても遡及適用が可能です。

なお、農林漁業者等の皆さまに対しても、災害関連資金における融資限度額の引上げ、金利負担の軽減など特例措置の取扱いを実施しております。詳しくは日本公庫HPをご覧ください。

日本公庫は、令和元年台風第19号等による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

○令和元年台風第 19 号等特別貸付の概要

<p>融資対象者</p>	<p>① 激甚災害指定を受けた都道府県（※）内に事業所を有し、当該事業所が令和元年台風第 19 号、第 20 号および第 21 号による災害により直接被害を受けた方 （※）岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県</p> <p>② ①に掲げる方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方</p> <p>③ 令和元年台風第 19 号、第 20 号および第 21 号に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来しているまたは来すおそれのある方であって、中長期的に業況の回復が見込まれる方</p>																				
<p>お使いみち</p>	<p>災害復旧および災害に伴う社会的要因等により必要となる設備資金、運転資金</p>																				
<p>融資限度額</p>	<table border="1" data-bbox="328 663 1477 869"> <tr> <td>融資対象者</td> <td>①、②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>国民生活事業</td> <td>6,000 万円（上乗せ）（※）</td> <td>4,800 万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>中小企業事業</td> <td>3 億円（別枠）</td> <td>7 億 2,000 万円（別枠）</td> </tr> </table> <p>（※）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。</p>		融資対象者	①、②	③	国民生活事業	6,000 万円（上乗せ）（※）	4,800 万円（別枠）	中小企業事業	3 億円（別枠）	7 億 2,000 万円（別枠）										
融資対象者	①、②	③																			
国民生活事業	6,000 万円（上乗せ）（※）	4,800 万円（別枠）																			
中小企業事業	3 億円（別枠）	7 億 2,000 万円（別枠）																			
<p>融資期間 （うち据置期間）</p>	<p>設備資金 20 年以内（5 年以内）</p> <p>運転資金 15 年以内（5 年以内）</p>																				
<p>利率（注）</p>	<p>（1） 融資対象者①</p> <p>基準利率（※1）。ただし、被害証明書等（※2）を提出できる方は、以下のとおり利率の引下げが可能</p> <table border="1" data-bbox="328 1249 1477 1442"> <tr> <td rowspan="2">国民生活事業</td> <td>3,000 万円以内</td> <td>当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超</td> <td>基準利率-0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小企業事業</td> <td>1 億円以内</td> <td>当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>基準利率-0.5%</td> </tr> </table> <p>（※1）国民生活事業にあつては、特別貸付等の融資対象となる場合は、各融資制度に定める特別利率の適用が可能です。</p> <p>（※2）被害証明書等とは、被害証明書や罹災証明書などの市町村等が被害の状況を証明するものをいいます。</p> <p>（2） 融資対象者②、③</p> <table border="1" data-bbox="328 1637 1477 1843"> <tr> <td></td> <td>融資対象者②</td> <td>融資対象者③</td> </tr> <tr> <td>国民生活事業</td> <td>基準利率（※3）</td> <td>基準利率</td> </tr> <tr> <td>中小企業事業</td> <td>基準利率</td> <td>基準利率（※4）</td> </tr> </table> <p>（※3）特別貸付等の融資対象となる場合は、各融資制度に定める特別利率の適用が可能です。</p> <p>（※4）中小企業事業の基準利率は、融資対象者③にかかる長期運転資金に限り、上限 3% です。</p>		国民生活事業	3,000 万円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）	3,000 万円超	基準利率-0.5%	中小企業事業	1 億円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）	1 億円超	基準利率-0.5%		融資対象者②	融資対象者③	国民生活事業	基準利率（※3）	基準利率	中小企業事業	基準利率	基準利率（※4）
国民生活事業	3,000 万円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）																			
	3,000 万円超	基準利率-0.5%																			
中小企業事業	1 億円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）																			
	1 億円超	基準利率-0.5%																			
	融資対象者②	融資対象者③																			
国民生活事業	基準利率（※3）	基準利率																			
中小企業事業	基準利率	基準利率（※4）																			

（注）融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要（国民）

融資対象者	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方
お使いみち	設備資金、運転資金
融資限度額	2,000万円以内 ただし、次のいずれかに該当する場合（※）は、別枠1,000万円以内 （1） 激甚災害指定を受けた都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和元年台風第19号、第20号および第21号による災害により直接被害を受けた方のうち、被害証明書等を提出できる方 （2） （1）に掲げる方の事業活動に相当程度依存している方（売上高等が相当程度減少している方に限ります。）であって、被害証明書等を提出できる方
融資期間 （うち据置期間）	設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）
利率	特別利率F ただし、次のいずれかに該当する場合（※）は、当初3年間の利率を引下げ （1） 激甚災害指定を受けた都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和元年台風第19号、第20号および第21号による災害により直接被害を受けた方のうち、被害証明書等を提出できる方 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.9%」 （2） （1）の者の事業活動に相当程度依存している方（売上高等が相当程度減少している方に限ります。）であって、被害証明書等を提出できる方 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.5%」

※ 商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが必要です。

○生活衛生改善貸付の概要（国民）

融資対象者	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
お使いみち	設備資金、運転資金
融資限度額	2,000万円以内 ただし、次のいずれかに該当する場合（※）は、別枠1,000万円以内 （1） 激甚災害指定を受けた都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和元年台風第19号、第20号および第21号による災害により直接被害を受けた方のうち、被害証明書等を提出できる方 （2） （1）に掲げる方の事業活動に相当程度依存している方（売上高等が相当程度減少している方に限ります。）であって、被害証明書等を提出できる方
融資期間 （うち据置期間）	設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）
利率	特別利率F ただし、次のいずれかに該当する場合（※）は、当初3年間の利率を引下げ （1） 激甚災害指定を受けた都道府県内に事業所を有し、当該事業所が令和元年台風第19号、第20号および第21号による災害により直接被害を受けた方のうち、被害証明書等を提出できる方 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.9%」 （2） （1）の者の事業活動に相当程度依存している方（売上高等が相当程度減少している方に限ります。）であって、被害証明書等を提出できる方 1,000万円以内 当初3年間「特別利率F-0.5%」

※ 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが必要です。